

九九四

- 十六日前田利常幕府の老臣に、本多政重が先候利長の遺命を奉すべく諭さんことを求む。(三八)
- 廿四日前田利家の女保智姫歿す。(三〇)
- 芳春院夫人江戸を發して金澤に歸り、利常の母壽福院代りて徳川氏に質となる。(三一)
- 七月 ○十三日前田利常駿府に於いて、前田利常の臣前田長種等を召して謁を賜ふ。(三二)
- 十三日土方雄久領能登風至郡院内村の室役を徵す。(三三)
- 八月 ○十日豊臣秀頼書を前田利常に與へて、密謀に參加すべきを求む。(三四)
- 廿五日前田利常越中射水郡國泰寺の寺地を安堵せしむ。(三五)
- 廿九日加賀石川郡白山權現の社僧澄清、七社惣長吏たるべき輪旨を受く。(三五)
- 芳春院・玉泉院二夫人越中新川郡立山中宮寺に参詣す。(三五)
- 朔日前田利常、越中の鮎川役に關する令を定む。(三六)
- 十六日前田利常駿府にて徳川家康に謁し、利長の遣領相續の命を受く。(三六)
- 廿三日徳川秀忠前田利常に加越能三州を領すべき朱印状を與ふ。(三六)

- 九月 ○廿二日前田利常近江大津に着す。(三七)
- 十八日前田利常の飛脚徳川家康の許に着し、京都附近に於ける陣地の指定を求む。(三八)
- 十一月 ○十日前田利常金澤に歸城す。(三九)
- 十三日前田利常軍合を定めて之に頑つ。(三四)
- 十四日前田利常兵を率ゐて金澤を發す。(三四)
- 十六日前田利常越前麻生津に着し、横山長知に再び祿仕せしむ。(四〇)
- 廿三日前田利常左近衛権少將に任ぜらる。(三九)
- 廿四日前田利常江戸より歸途大坂出師の令に接す。(三九)
- 廿一日前田利常江戸より歸途大坂出師の令に接す。(三四)
- 廿二日前田利常軍の村肝崩に、戰時中傳馬・人足の供給を怠るべからざるを告ぐ。(三九)
- 廿四日前田利常住吉に赴きて徳川家康に謁し、大坂城攻撃の方法を聞く。(三九)
- 廿一日前田利常戰時に際する納稅・夫役・奉公人等の事に關して令を發す。(三九)
- 二日前田利常兵を河内砂村に進む。(三九)
- 六日前田利常領國の村肝崩に、戰時中傳馬・人足の供給を怠るべからざるを告ぐ。(三九)
- 十七日前田利常住吉に赴きて徳川家康に謁し、大坂城攻撃の方法を聞く。(三九)
- 廿二日前田利常に於いて前田利常の臣富田次郎左衛門その陣營より火を失して出奔す。(三四)
- 廿四日前田利常夫人利常等の軍陣に在るを以て越中磯波郡埴生八幡社に祈禱せしむ。(三九)
- 三日大坂在陣の前田知好、能登鹿島郡府中町民の

- 贈れる銀子を辭す。(三九)
- 四日黎明加賀の兵大坂城を攻撃し、徳川家康の讐を受く。(三九)
- 七日能登珠洲郡妙嚴寺以下、戰時に際して一揆を罷すのことなきを誓ふ。(三四)
- 十九日前田利常徳川家康に謁す。(三四)
- 二十日戰役中に於ける領内農民の心得を令す。(三四)
- 大坂冬陣雜俎(三四)
- 廿四日前田利常、徳川家康に謁す。(三四)
- 前田利家の女千世姫大坂より加賀に歸る。(三四)
- 家中不破彥五郎の妻等を火刑に處す。(三四)
- 前田利長、越中射水郡冰見の上日寺に山林を寄進す。(三四)
- 元和元年 乙卯 皇紀二二七五
- 二月 ○二日前田利常江州今津に着したることを横山長知に報す。(三六)
- 二十日前田利常越中新川郡立山の中宮寺に土地を寄進す。(三四)
- 二十日一年切の奉公人及び逃散の百姓に對する法令を發す。(三七)
- 五日郡奉行に命じ、百姓に對する非分・過役を行ふものなきやを調査せしむ。(三八)

- 三月 ○六日奥村永福金澤寶幢寺に前田利常の戰勝を祈念せしむ。(三九)
- 七日前田利常の兵大坂城岡山口に戦ふ。(三四)
- 八日伊達政宗の陣より銃丸を放ち、前田利常の軍騒擾す。(三四)
- 九日河原隼人その戰功を上申す。(三一)
- 九日堀勘兵衛その戰功を上申す。(三一)
- 九日吉田一角その戰功を上申す。(三一)
- 九日井上勘左衛門その戰功を上申す。(三四)

○九日橋爪半兵衛その戦功を上申す。(三四)

○九日加須屋式部少その戦功を上申す。(三五)

○十一日茨木助右衛門その戦功を上申す。(三五)

○十三日徳川家康、前田利常の軍功を賞して盛状を授く。(三六)

○十五日瀬川藏人その戦功を上申す。(三六)

○十六日前田利常、能登一宮長福院の軍陣見舞を謝す。(三八)

○廿四日前田利政書を生島主計に與へて利常の勝利を祝す。(三八)

○廿一日横山長知亦寶幢寺に對し贈遺を謝し、前田利常の歸期を報す。(三九)

○廿二日加賀石川郡野田の桃雲寺焼失す。(三九)

○二十日篠原一孝金澤の寶幢寺に對し贈遺を謝す。

○廿一日横山長知亦寶幢寺に對し贈遺を謝し、前田利常の歸期を報す。(三九)

九九八

- 是歳 ○金澤の市區を改め近郊の道路を修む。(元八)
元和三年 丁巳 皇紀二二七七
 正月 ○十一日前田利常の夫役及び小役を除き、物成百石に付
 夫銀百四十目を徵す。(元〇)
 三月 ○五日前田利常、伊勢神宮領として能登羽咋郡八幡
 村の地を増加す。(元〇)
○十五日前田利常、伊勢神宮領として能登羽咋郡八幡
 村の地を増加す。(元〇)
○廿六日山崎久兵衛大阪夏陣に於ける戦功を具申
 す。(元〇)
○廿七日前田利常越中諸浦に來る他國船の入港税を
 徵し、農民の他國脱出を檢せしむ。(元〇)
○重ねて大阪役從軍者を精査し陪隸の徒に及ぶ。
 (元〇)
四月 ○廿三日越中埴生八幡社の神職に前田利常夫人の安
 産を祈らしむ。(元〇)
○廿九日前田利常の子利次生る。(元〇)
五月 ○十三日徳川秀忠、前田利常の邸に臨む。(元〇)
七月 ○十六日芳春院夫人歿す。(元〇)
○二十日能登羽咋郡瀧谷妙成寺の日鳳寂す。(元〇)
十月 ○二十日前田利常、越中今石動永傳寺に寺領を寄進
 す。(元〇)

- 十一月 ○朔日前田利常越中礪波郡埴生八幡社に社領を寄進
 す。(元〇)
○朔日前田利常越中礪波郡芦谷千光寺に制札を立つ。(元〇)
○三日前田利次金澤卯辰山觀音院山王社に詣で能を
 奏せしむ。(元〇)
○十五日前高岡城内の天満宮を金澤泉野に移す。
 (元〇)
○玉泉院夫人越中立山の室堂を再建す。(元〇)
元和四年 戊午 皇紀二二七八
 二月 ○十二日高島屋傳右衛門所有船の入港税を免除す。
 (元〇)
○廿七日前田利常、越中の大山左兵衛に命じ礪山を
 求めしむ。(元〇)
○十九日前田利常の御羽織を定む。(元〇)
○玉泉院夫人越中立山の室堂を再建す。(元〇)
三月 ○前田利常の御羽織を定む。(元〇)
○前田利常金の御羽織を定む。(元〇)
○玉泉院夫人越中立山の室堂を再建す。(元〇)
四月 ○廿九日前田利常越中新川郡龜谷銀山の納稅等に關する規程
 を定む。(元〇)
○十八日修驗者等神前に於いて湯立を行はざるべき
 を誓文す。(元〇)
○廿九日前田利常、越中の大山左兵衛に命じ礪山を
 求めしむ。(元〇)
○十日大阪兩陣戦死者の爲金澤寶圓寺に寄進したる
 祠金を利殖せしむ。(元〇)
○廿九日前田利常越中龜谷銀山に對する納稅等に關
 する規程を定む。(元〇)
○廿九日前田利常越中射水郡冰見一宮社の修理に神
 す。(元〇)

- 木の下附を許す。(元〇)
十月 ○廿八日前田利常能登風至郡輪島蓮江寺に寺領を寄進
 す。(元〇)
○廿八日前田利常能登風至郡總持寺に對する規程を
 定む。(元〇)
○廿一日前田利常、越中礪波郡安居寺に寺領を寄進
 す。(元〇)
○廿一日前田利常越中射水郡古國府勝興寺の寺領を
 増加寄進す。(元〇)
○廿一日前田利常の子利治生る。(元〇)
○越中高岡の町肝煎に邸地及び廩米を與ふ。(元〇)
元和五年 己未 皇紀二二七九
二月 ○二日前田利常越中新川郡片懸・吉野等諸山に關す
 る條例を定む。(元〇)
○廿一日前田利常越中新川郡片懸・吉野等諸山に關す
 る條例を定む。(元〇)
○十七日加賀江沼郡敷地天神の祭禮に付物品を寄進
 す。(元〇)
五月 ○十一日前田利常能登羽咋郡一宮社内に於ける鶯の

元和七年 辛酉 皇紀二二八一
 正月 ○二日前田利常の女富姫生る。(五七)
 二月 ○二日金澤城營繕に要する木材を大阪より徵せんか
 爲近江領今津甚右衛門に命を發す。(四六)
 三月 ○十七日能登羽咋郡瀧谷の妙成寺に寺領を寄進す。
 (四六)
 ○十七日能登羽咋郡德田の安養寺に寺領を寄進す。
 (四九)
 五月 ○廿四日災後の殿閣を興造せんが爲波着寺等に本丸
 の地鎮祭を行はしむ。(四七)
 十月 ○廿五日前田光高初めて東下す。(四七)
 ○八日前田利常能登鹿島郡中村靈泉寺に寺領を寄
 進す。(四七)
 ○廿五日前田光高初め天徳院を建て施物を贈らる。(四七)
 ○廿一日前田利常加賀河北郡俱利迦羅不動堂に土地
 を寄進す。(四七)
 是歲 ○伊勢踊大に流行す。(四七)
 元和八年 壬戌 皇紀二二八二
 二月 ○朔日能登珠洲郡狼煙村門田に新村を立てしむ。
 (四八)
 三月 ○三日前田利常の女夏姫生る。(四八)
 是歲

元和九年 癸亥 皇紀二二八三
 七月 ○三日前田利常夫人歿す。(四八)
 八月 ○八日前田利常夫人の葬儀を金澤小立野に行ふ。(四八)
 九月 ○高野山西光院の跡に天徳院を立つ。(四八)
 是歲 ○持簡足輕補原文藏を牛製の刑に處す。(四八)
 十月 ○廿七日能登鹿島郡小島村愛宕寺に邸地を與ふるの
 證書を下す。(四八)
 二月 ○廿四日前田利長夫人歿す。(四八)
 四月 ○廿七日能登鹿島郡所口の一向僧が門徒支配に接
 関八月
 是歲 ○廿七日能登鹿島郡小島村常通寺に邸地を與ふるの
 證書を賜ふ。(四八)
 郡を訴ふ。(五三)
 ○天徳院夫人の菩提を弔ふ爲小立野に天徳院を建
 つ。(五三)
 ○前田利常幕府より越前侯松平忠直征討の内命に接
 る争議を裁決す。(五三)
 十月 ○六日加賀石川郡佐那武社の神主少兵衛、同神主三
 郡を訴ふ。(五三)
 是歲 ○天徳院夫人の菩提を弔ふ爲小立野に天徳院を建
 つ。(五三)
 ○二十日前田利常幕府より越前侯松平忠直征討の内命に接
 る争議を裁決す。(五三)
 二月 ○天徳院夫人の菩提を弔ふ爲小立野に天徳院を建
 つ。(五三)
 是歲 ○天徳院夫人の菩提を弔ふ爲小立野に天徳院を建
 つ。(五三)
 ○前田利常幕府より越前侯松平忠直征討の内命に接
 る争議を裁決す。(五三)
 二月 ○十七日代官諸給人の年貢米徵收に關する心得を定
 む。(五六)

三月 ○不破彦三光昌歿す。(五八)
 (五三)
 六月 ○十二日奥村伊豫守永福卒す。(五〇)
 ○十八日前田利常の子某歿す。(五七)
 七月 ○三日前田利常の子某歿す。(五七)
 八月 ○三日前田利常夫人の法會を天徳院に修す。(五七)
 八月 ○五日加賀石川郡の佐那武社極位に進めらるゝの宗
 源宣旨を得。(五七)
 十月 ○遊行上人加賀に巡錫し、金澤淨禪寺に止まる。
 (五八)
 十一月 ○七日徳川家光、前田利常の物を献じたるを謝す。
 (五八)
 十二月 ○廿九日天秤座の收入を上納す。(五二)
 ○十七日野村五郎兵衛重猶歿す。(五九)
 ○二十四日玉泉院夫人三周忌を金澤淨禪寺に行ふ。
 (五三)
 四月 ○十九日富田越後守重政卒す。(五三)
 五月 ○廿七日金澤の侍町に於ける橋梁改築の法を定む。
 (五三)
 八月 ○朔日能登羽咋郡大福寺村高爪山觀音堂の管理に關
 し、村吏より請書を徵す。(五三)
 ○朔日加賀能美郡小松町絹機の運上領收書を與ふ。
 (五三)
 ○十三日加賀石川郡飯村の蠟燭役に受領書を與ふ。

是歲
 宽永二年 乙丑 皇紀二二八五
 二月 ○二十四日玉泉院夫人三周忌を金澤淨禪寺に行ふ。
 (五三)
 四月 ○廿九日富田越後守重政卒す。(五三)
 五月 ○廿七日金澤の侍町に於ける橋梁改築の法を定む。
 (五三)
 八月 ○朔日能登羽咋郡大福寺村高爪山觀音堂の管理に關
 し、村吏より請書を徵す。(五三)
 ○朔日加賀能美郡小松町絹機の運上領收書を與ふ。
 (五三)
 是歲
 宽永三年 丙寅 皇紀二二八六
 正月 ○酒價一升銀三分五厘より三分の間に在り。(五九)
 是歲 ○進物奉行小林庄兵衛及び公事場用人大鹽傳左衛門
 死刑に處せらる。(五四)
 宽永三年 丙寅 皇紀二二八六
 二月 ○廿四日前田利常の女龜越姫、森忠廣に嫁す。(五四)
 三月 ○六日前田利常龜越姫の成婚を徳川家光に謝す。
 (五四)
 ○十八日前田利常越中に放鷹を行ふを以て傳馬を出
 さしむ。(五四)
 四月 ○十五日金澤附近の捕鳥に關し法度を定む。(五四)
 ○是月より八月に至るまで大に旱す。(五四)
 七月 ○前田利常上洛して本國寺に館す。(五四)
 八月 ○十九日前田利常從三位權中納言となる。(五四)
 九月 ○六日後水尾天皇二條城に幸し、前田利常之に供奉
 す。(五四)
 ○前田光高江戸に赴く。(五四)
 是歲
 宽永四年 丁卯 皇紀二二八七
 正月 ○二日金澤天秤座の手數料を定む。(五四)
 三月 ○廿四日見立檢地等に關する法を定む。(五四)

十二月

- 十三日前田利常、徳川家光の茶會に招かる。(五五二)
○十七日金澤の魚商に關する規程を定む。(五五三)
○廿八日前田利常の士石來吉加幕臣となる。(五五四)

十二月 ○廿三日今枝宗二重直卒す。(五五五)

寛永五年 戊辰

皇紀二二八八

- 正月 ○十二日前田利常茶入袋等を徳川家光に献す。(五六一)
○二日前田利常家臣の大坂城修築に從事する者心得を定む。(五六二)
○十日貸米・貸金の利息等の規程を定む。(五六三)
○十日能大友竹田權兵衛を扶持す。(五六四)
○十八日加賀石川郡佐那武社神主小三郎、同神主少
兵衛を訴ふ。(五六五)
○二十日前田利常領内の鷹場に捕鳥禁止の制札を立
べきを令す。(五六六)
○廿三日前田修理知好京師に歿す。(五六七)
八月 ○廿三日金澤町の貢擔・風俗等に關する規程を定む。
(五六七)
十月 ○十六日徳川家光、前田利常參觀の期を來春に延べ
しむ。(五六八)
○廿二日前田利常白炭等を徳川家光に献す。(五六九)
○廿八日前田利常加賀染の手綱を徳川家光に献す。
(五六九)
十一月 ○十九日前田利常染絹等を徳川家光に献す。(五六一)

十一月

○廿九日前田利常の本郷邸に臨む。(五六一)

六月 ○三日神谷信濃守孝卒す。(五六二)

十月 ○廿二日前田秀忠、前田利常等に茶を饗す。(五六三)

十二月 ○廿三日加賀石川郡糸村の蠟燭役領收書を與ふ。
(五六五)

寛永七年 庚午

皇紀二二九〇

- 二月 ○二日前田利常の本郷邸に臨む。(五六一)
○廿九日前田利常の本郷邸に臨む。(五六一)
○三日神谷信濃守孝卒す。(五六二)
○廿二日前田秀忠、前田利常等に茶を饗す。(五六三)
○廿三日加賀石川郡糸村の蠟燭役領收書を與ふ。
(五六五)
- 四月 ○朔日前田利常、國產の海苔を献じ徳川家光の内書
を受く。(五六七)
五月 ○二十日前田利長十七回忌法會を越中高岡瑞龍寺に
行ふ。(五六八)
- 六月 ○廿四日山崎長門光式歿す。(五六九)
- 七月 ○十六日近江國今津村の甚右衛門に加賀藩の米廩を
設くべき準備を命ず。(五六九)
- 前田直之等金澤に於いて開説す。(五六〇)
- 廿二日前田利常の女龜姫歿す。(五六一)
- 四日前田利常の女龜姫歿す。(五六二)
- 廿二日三輪志摩長好歿す。(五六三)
- 九月 ○十四日前田利常新絃を献じ、徳川家光の内書を受
く。(五六六)
- 十月 ○六日前田利常の女龜姫歿す。(五六七)
- 六日能登鹿島郡石動山大宮坊勧進するを以て周旋

- 正月 ○廿五日前田利常石清水八幡宮に五拾石の地を寄進
す。(五六三)
○廿五日前田利常能登白山宮に命じ、嚴にその神寶
を管理せしむ。(五六三)
- 寛永六年 己巳
- 皇紀二二八九
- 正月 ○十六日能登に於ける石清水八幡宮領に關して書を
法幢坊に與ふ。(五六四)
- 十七日家中の饗應に關する制限を定む。(五六五)
- 廿四日前田利常石清水八幡宮に能登羽咋郡吉崎の
地を寄進す。(五六五)
- 二月 ○朔日金澤淨禪寺を改めて玉泉寺と稱し、爾後その
天滿宮に月次連歌を行ふ。(五六六)
- 十八日金澤神明社の社地を増加寄進し、次いで社
殿を建立せしむ。(五六六)
- 三月 ○廿七日前田利常、徳川秀忠・家光の臨邸を迎ふる
が爲金澤の町人數名を出府せしむ。(五六七)
- 四月 ○五日西尾隼人金澤神明宮社殿造營に關して書を送
る。(五六八)
- 八日徳川秀忠、前田利常に茶を饗す。(五六九)
- 廿三日前田利常前名利光を改め世子犬千代加冠し
て松平筑前守光高と稱す。(五六九)
- 廿四日前田光高徳川秀忠に謁して刀を獻す。(五六一)
- 廿六日徳川家光、前田利常の本郷邸に臨む。(五六一)

四月 ○十四日金澤城焼失す。(六四)

○二十日徳川家光、前田利常を慰問す。(六四)

○廿七日徳川家光使を金澤に遣はして物を前田利常に賜ふ。(六四)

○金澤城災後の興造に着手す。(六四)

○二日風俗に関する法規を公布す。(六四)

○廿九日徳川家光、前田光高の病状を問ふ。(六四)

○晦日前田利常、岡田伊勢守等に火災に関する慰問を謝す。(六四)

○六日閑老等前田利常の金澤城二三ノ丸を併せ起工せんとの願意許されたるを告ぐ。(六四)

○二十日徳川秀忠の病癒平癒を加賀石川郡白山社に祈らしむ。(六四)

○十五日能登鹿島郡靈泉寺に土地を寄進す。(六四)

○上旬重ねて大阪に於ける戦功の士を賞す。(六四)

○廿五日前田利常・光高江戸に向ふ。幕府加賀藩の行動を疑ふの風聞ありし故なり。(六四)

○四日金澤の消防に當る諸士の組を定む。(六四)

○廿八日火災に處する法規を公布す。(六四)

○十六日明年以降刻煙草營業を禁する令を公布す。(六四)

○廿七日前田利次侍從に任じ松平氏を冒す。(六四)

是歳

○加賀石川郡越前村に一閑院を營み金澤寶圓寺の隣居とす。(六四)

○加賀の山地子の米納を改めて銀納とす。(六四)

○前田利常家の子弟を抜擢し供廻となす。(六四)

○金澤犀川の河原を屋敷地とす。(六四)

正月

○廿七日前田利常、徳川家光に召されて登城し、その面命を受く。(六四)

○五日徳川家光、前田利常等に前將軍遺物の金銀を頒つ。(六四)

○下旬前田利常の子小姓等江戸にて決闘せんとす。(六四)

○廿八日前田利孝の子利豊、初て徳川家光に謁す。(六四)

○十日前田利常、徳川家光より米を贈らる。(六四)

○上旬今枝民部の臣山本九郎右衛門江戸にて人を害し失踪す。(六四)

○十二日青木新兵衛正玄歿す。(六四)

○廿五日前田利常・光高用所の金子を借る。(六四)

○二日前田利常の病を問ふ。(六四)

○二日前田利常登城して徳川家光の病を問ひたるを謝す。(六四)

○五日能登羽咋郡大念寺村の内に若狭の漁民等新村

五月

○廿七日前田利光、前田利常を慰問す。(六四)

○晦日前田利常が殿閣造営の許可を得たるを謝したるに復書す。(六四)

○廿九日前田利常の金澤城二三ノ丸を併せ起工せんとの願意許されたるを告ぐ。(六四)

○六日閑老等前田利常の金澤城二三ノ丸を併せ起工せんとの願意許されたるを告ぐ。(六四)

○廿九日能登鹿島郡靈泉寺に土地を寄進す。(六四)

○十五日能登鹿島郡靈泉寺に土地を寄進す。(六四)

○廿五日前田利常・光高江戸に向ふ。幕府加賀藩の行動を疑ふの風聞ありし故なり。(六四)

○廿八日火災に處する法規を公布す。(六四)

○廿九日能登鹿島郡靈泉寺に土地を寄進す。(六四)

- (七三)
- 十八日徳川家光参内し、前田光高之を四脚門に迎ふ。(七三)
- 前田利常領内の草高及び租額を上申す。(七三)
- 四日徳川家光、前田利常の所領を安堵せしむ。(七三)
- 閏七月
八月
九月
十月
十一月
十二月
- 前田利常京師より金澤に歸る。(七三)
- 金澤城玉泉院丸の庭園を經營す。(七三)
- 十九日加賀能美郡小松の皮多に邸地を與ふ。(七三)
- 廿七日前田利常正月十五日以前發程參觀すべからざる命を受く。(七三)
- 京都興臨院に修理料を贈る。(七三)
- 八日能登鹿島郡和倉温泉に、湯稅領收書を與ふ。(七三)
- 十三日加賀江沼郡山中温泉の湯稅額を定む。(七三)
- 十五日前田利治從四位下飛驍守となる。(七三)
- 廿六日津田遠江守重久卒す。(七三)
- 寛永十二年 乙亥 皇紀二二九五
- 正月
○七日町人百姓の領外に出づる者に關する法規を定む。(七三)
- 十五日前田利常先に利治の叙爵せられたるを謝せしむ。(七三)
- 廿九日前田利常江戸に參觀す。(七三)

- 二月
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月
- 九日侍屋敷及び町方の火災に關する法規を定む。(七三)
- 十日能登羽咋鹿島兩郡の十村肝煎を命ず。(七三)
- 九日金澤町大に火く。(七三)
- 廿六日越中穢波郡隱尾村と湯尾村との山論に裁決す。(七三)
- 晦日前田利常就封を命ぜらる。(七三)
- 四日能登鳳至郡輪島索麿の請取書を與ふ。(七三)
- 二十日越中穢波郡隱尾村の山論に關し公事場より指令を與ふ。(七三)
- 廿六日伊豆及び江戸に遣す奉公人の法規を定む。(七三)
- 金澤寶勝寺千岳如來寺玄文と論争す。(七三)
- 二十日前田利常の女滿姫淺野光晟に嫁す。(七三)
- 廿二日前田利常・光高登營して滿姫の婚儀終るを謝す。(七三)
- 廿九日青地四郎左衛門元珍歿す。(七三)
- 七日徳川家光武藏板橋に狩し前田光高之に從ふ。(七三)
- 十八日加賀河北郡に出銀鍬役米に關する手續を令す。(七三)
- 廿三日能登羽咋郡矢馱村加茂社修理の爲神林の採伐を許す。(七三)
- 十三日加賀河北郡山上春日社の神主を補す。(七三)
- 廿三日作事奉行に關する法規を定む。(七三)
- 四日先に加賀藩初て町人に用金を課し是日命に應じたるものに賞す。(七三)

- 十二月
正月
二月
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月
- 五日能登羽咋郡賣達金山の裁許役を命す。(七三)
- 六日走百姓土木貸借衣類等の法規を追加す。(七三)
- 十八日加賀河北郡竹橋村の郡役を免除す。(七三)
- 寛永十三年 丙子 皇紀二二九六
- 正月
○八日江戸城惣郭の造營を前田利常・利孝等に課す。(七三)
- 十一日金見七兵衛玉金賣却の利分を上納す。(七三)
- 神戸清右衛門歿す。(七三)
- 七日前田利常・江戸城工事の進捗を松平忠昌に告ぐ。(七三)
- 廿四日横山知清、兄興知の後を繼ぐ爲江戸に召さる。(七三)
- 廿八日徳川家光、前田利常に暖を賜ひて國に就かしむ。(七三)
- 六日富山藩金澤銀座に鑄銀灰糟の賣却價格を問ふ。(七三)
- 朔日横山知清、兄興知の家督相續を命ぜられたるを徳川家光に謝す。(七三)
- 廿一日大音主馬厚用歿す。(七三)
- 七日前田利常、光高にその臣安見隱岐を能登に流すべきを告ぐ。(七三)
- 廿八日錢貨通用に關する幕令を領内に傳達す。(七三)

貸銀を定む。(八二七)

○十六日加賀石川郡宮腰に於ける能州鹽の賣却、薪の購入及び傳馬に關する法規を定む。(八二九)

◎十八日堂形藏米の取扱法規を定む。(八三〇)

○二十日代官所收納米等の事に關し令す。(八三一)

○廿四日加賀能美・江沼二郡の郡奉行にその心得を示す。(八三三)

○廿五日金澤の町政に關する規定を令す。(八三五)

○廿五日加賀能美郡小松町の製糸検査を行ふ者の給銀に就いて令す。(八三六)

○二日能登鳳至・珠洲二郡の收納方等を令す。(八三八)

○三日算用場に於いて取扱ふ諸件を令す。(八三九)

○四日越中富山在住の前田八左衛門に與力の侍及び

鐵炮者を附するを令す。(八四〇)

◎五日領内農民の他國に在るものな調査し歸住せしむ。(八四一)

○六日諸町人の木斛を拜領したるもの請書を上つる。(八四二)

○九日金澤野町千手院に護摩用の木を伐採するを許さしむ。(八四三)

○十日金澤の天秤屋彦四郎等朱染紙封銀を小判と交換し之を上つる。(八四四)

○十四日金澤城内夜廻の當番を定む。(八四五)

◎廿一日領内百姓の他國に出づるものに歸國せしむ

べきを令し、越中に目安奉行を置く。(八四六)

○廿六日士人居屋敷の一部分を貸すもの、過怠、及び地子屋敷の地子銀額等を定む。(八四七)

◎召仕の女房給銀・賄料・薪炭等に關する法規を定む。(八四八)

○廿一日風俗に關する制限を令す。(八四九)

○四日七日市藩祖前田利孝江戸に卒す。(八五〇)

○上旬前田利常、肥前長崎に珍器を購はしむ。(八五二)

○驅落の男女加賀石川郡白山社神主に邸に於いて變死す。(八五三)

○八日前田利豊七日市藩侯となる。(八五四)

○島原の亂起る。尋いで前田利常・光高・足輕を從軍せしむ。(八五五)

○農民に敷貸米の制を始め、一般に貸借の利子を定む。(八五六)

寛永十五年 戊寅 皇紀二二九八

正月 ○十三日前田光高痘瘡を病むを以て、越中礪波郡埴生八幡社に平瘡を祈らしむ。(八五七)

○十九日徳川家光、前田光高の痘瘡えたるを以て物を贈る。(八五八)

○四日前田光高夫人痘瘡を病むを以て、三家等柳營に登りてその状を問ふ。(八五九)

○十日前田利常、澤庵和尚の物を贈りたるを謝す。

べきを令し、越中に目安奉行を置く。(八五九)

○廿六日士人居屋敷の一部分を貸すもの、過怠、及び地子屋敷の地子銀額等を定む。(八四二)

◎召仕の女房給銀・賄料・薪炭等に關する法規を定む。(八四三)

○廿一日風俗に關する制限を令す。(八四三)

○四日七日市藩祖前田利孝江戸に卒す。(八四五)

○上旬前田利常、肥前長崎に珍器を購はしむ。(八四八)

○驅落の男女加賀石川郡白山社神主に邸に於いて變死す。(八四九)

○八日前田利豊七日市藩侯となる。(八五〇)

○島原の亂起る。尋いで前田利常・光高・足輕を從軍せしむ。(八五五)

○農民に敷貸米の制を始め、一般に貸借の利子を定む。(八五六)

寛永十五年 戊寅 皇紀二二九八

正月 ○十三日前田光高痘瘡を病むを以て、越中礪波郡埴生八幡社に平瘡を祈らしむ。(八五七)

○十九日徳川家光、前田光高の痘瘡えたるを以て物を贈る。(八五八)

○四日前田光高夫人痘瘡を病むを以て、三家等柳營に登りてその状を問ふ。(八五九)

○十日前田利常、澤庵和尚の物を贈りたるを謝す。

- (八五八)
- 十三日前田光高夫人の痘瘡えたるを以て、徳川家光物を贈る。(八五八)
 - ◎小者の給銀を制限し、又農民の領外に赴くことなからしむ。(八五九)
 - 六日普請奉行の心得を定む。(八六〇)
 - 二日前田利常就封の暇を受く。(八六一)
 - 十九日前田利常就封の爲江戸を發す。(八六二)
 - 廿五日夫銀及び打銀に關する法規を定む。(八六三)
 - 廿五日往還の道路橋梁及び用水の費用支出方法を定む。(八六四)
 - 十七日前田利常加賀江沼郡敷地天神の社領を安堵せしむ。(八六五)
 - 十日徳川家光、前田光高の病を問はしむ。(八六六)
 - 十八日加賀石川郡宮腰着の能登鹽の計算皆済状を與ふ。(八六七)
 - 五月新極印銀を廢し専ら朱封銀を用ひしむ。(八六八)
 - 八日加賀河北郡山上村春日社の神主に居屋敷を與ふ。(八六九)
 - 朔日前田利常加賀江沼郡敷地天神の社領を安堵せしむ。(八七〇)
 - 十一日前田利常、加賀河北郡黒津舟社の社領を増し、社殿を造営せしむ。(八七一)
 - 十七日加賀石川郡佐那武社の印物下附を講ふ。(八七二)
 - 前田利常越中射水郡二上社に神田を寄進す。(八七三)
 - 初めて米穀を大阪に輸出販賣す。(八七四)
- 是歲 寛永十六年 己卯 皇紀二二九九
- 五日前田光高夫人齒黒祝を行ふ。(八七五)
 - 前田利常金澤にて諸士の年禮を受け能及び贈を觀

- 二月 覧せしむ。(八九〇)
 ○二十日風俗に關する取締を令す。(八九一)
 ○領内各驛の傳馬を廢す。(八九二)
 ○季居小者の給銀を制限す。(八九三)
 三月 ○七日越前敦賀より加賀石川郡宮腰に廻漕する船舶に關し通牒す。(八九五)
 ○二十日前田利常、中山主計に判物を與ふ。(八九六)
 ○廿二日加賀石川郡宮腰町奉行の職務に關する法規を定む。(八九七)
 四月 ○加賀河北郡黒津舟社の正遷宮を行ふ。(八九八)
 ○二日能登鹽津村の刀禰に村民使役を許す。(八九九)
 ○十三日錢貨と金銀との交換比例及び惡錢攢擇の制限を示す。(九〇〇)
 ○十八日前田利常參觀して柳營に登る。(九〇一)
 ○毎日朱染紙封銀鑄造の請拂計算書を天秤座に附與す。(九〇二)
 五月 ○朝日風俗に關する取締を令す。(九〇三)
 ○六日徳川家光、前田利常の病を問はしむ。(九〇四)
 ○毎日加賀河北郡の旅屋に對し非行あるを禁す。(九〇五)
 ○六日金澤城附近の火災に際する部署を定む。(九〇六)
 ○八日火災に於ける馬廻組の勤務を定む。(九〇七)
 ○二十日前田利常致仕を許されて光高家を襲さ、利次利治亦封を分たる。(九〇八)

- 七月 ○四日能登鳳至郡輪島索麿の領收書を與ふ。(九〇九)
 ○前田利常登營して致仕の許可を謝す。(九一〇)
 ○十三日幕府前田利常等の知行割をその希望の如く定むるを許す。(九一一)
 ○十四日前田光高、再び切支丹宗門の禁を嚴にせしむ。(九一七)
 ○廿九日前田光高、奥野主馬を利常に仕へしむ。(九一九)
 ○加賀石川郡犀川の河床改修工事竣る。(九二〇)
 ○廿二日領内の放鷹禁止區を定め又鳥類の銃獵を禁む。(九二七)
 ○廿九日前田光高、再び切支丹宗門の禁を嚴にせしむ。(九二九)
 八月 ○七日前田光高、奥野主馬を利常に仕へしむ。(九三〇)
 ○十二日領内の放鷹禁止區を定め又鳥類の銃獵を禁む。(九三一)
 ○前田利常加賀石川郡佐那武社を再建せしむ。(九三〇)
 ○七日前田光高、奥野主馬を利常に仕へしむ。(九三〇)
 ○十四日前田光高及び大聖寺侯前田利治に就封の暇を賜ふ。(九三一)
 ○廿五日前田光高及び利治登營して就封の暇を賜りたるを謝す。(九三二)
 ○七日前田利常の病を問ふ。(九三三)
 ○八日徳川家光前田利常の病を問ふ。(九三四)
 ○廿一日能登鹿島郡和倉温泉湯稅の領收書を與ふ。(九三五)
 ○廿一日前田利常の病を問ふ。(九三六)
 ○廿一日前田光高封に就き徳川家光に謝す。(九三七)
 ○十四日前田光高、奥村榮政の道服を拜領したるを賜ふ。(九三八)
 ○廿一日前田光高、奥村榮政の道服を拜領したるを賜ふ。(九三九)

- 是歲 ○組頭の心得を示す。(九四〇)
 ○越中新川郡常樂寺に土地を寄進す。(九四一)
 正月 寛永十七年 庚辰 皇紀二三〇〇
 二月 ○十一日徳川家光前田利常の病を問ふ。(九四二)
 ○十六日前田光高、徳川家光の入部を祝し物を贈る。(九四三)
 ○二十一日京都芳春院主前田光高の入部を祝す。(九四四)
 ○廿八日前田利次成婚を徳川家光に謝す。(九四五)
 三月 ○朝日前田利次義に徳川家光の使を光高に賜はりたるを謝す。(九四六)
 ○三日前田光高、徳川家光の物を賜ひたるを謝せしむ。(九四七)
 ○廿七日前田光高、前田光高にその日光社參に隨從を命ず。(九四八)
 ○廿八日前田光高・利次、就封後初めて參觀登營す。(九四九)
 ○廿八日徳川家光、前田利常の邸に臨む。(九五〇)

- 春 ○稻葉左近切腹を命ぜらる。(九五一)
 ○前田光高、加賀能美郡淺井暖の古戰場を踏査す。(九五二)
 四月 ○七日前田光高日光社參の事に關し朽木種綱に報書す。(九五三)
 ○十三日加賀石川郡佐那武社の輪旨を兩神主輪番保管とす。(九五四)
 ○二日前田利常子小姓躍を酒井忠勝邸にて徳川家光の親覽に供す。(九五五)
 ○九日宮城和甫、前田光高の枇杷を贈りたるを謝す。(九五六)
 ○二日前田利常歸國したるを以て物を徳川家光に贈りたるを謝す。(九五七)
 ○廿八日前田利治、利常の歸路東海道より物を贈りたるを謝す。(九五八)
 六月 ○十六日加賀石川郡宮腰の漁船を能美郡安宅に遣し前田利常の食用とする魚を漁せしむ。(九五九)
 ○廿二日前田光高登營し昨日利常の使者等の謁を賜はりたるを謝す。(九六〇)
 ○廿二日前田光高登營し昨日利常の使者等の謁を賜はりたるを謝す。(九六一)
 ○廿二日前田光高登營し昨日利常の使者等の謁を賜はりたるを謝す。(九六二)
 ○廿二日前田光高登營し昨日利常の使者等の謁を賜はりたるを謝す。(九六三)
 ○廿二日前田光高登營し昨日利常の使者等の謁を賜はりたるを謝す。(九六四)
 ○廿二日前田光高登營し昨日利常の使者等の謁を賜はりたるを謝す。(九六五)

七月

○朝日徳川家光、前田利常の安を問ふの使者を命ず。〔九五四〕

○十六日前田利常の士金森平三郎金澤にて夜廻の士と争ふ。〔九四〕

○十九日前田利常、徳川家光の物を賜りたるを謝す。〔九三〕

○廿一日徳川家光醫を下して前田利常の病を診せしむ。〔九二〕

○廿二日前田光高の臣今枝民部書を利常の老臣に與へ候の安を問ふ。〔九一〕

○廿二日小松城中修理の爲能登羽咋郡瀧に庭石を求めしむ。〔九四〕

○廿三日小松城修築に要する木石の輸送を濱海の權役に割當するを命す。〔九五〕

○下旬龜田權兵衛金澤の居邸に於いて殺さる。〔九六〕

○廿一日百姓の給人知上納に關する法規を定む。〔九七〕

○八日大聖寺侯前田利治參觀して徳川家光に謁す。〔九六〕

○十日前田利常、徳川家光に幕醫の診療を得たるを謝す。〔九七〕

一一〇

○十日大聖寺の地大に震ふ。〔九七九〕

○前田利次初めて越中富山に入部す。〔九七九〕

○廿八日江戸上野常照院に祿を給す。〔九三〕

○越中新川郡高原野を開墾す。〔九八〕

○加賀藩一分金を鑄造す。〔九八〕

十一月

○前田利次初めて越中富山に入部す。〔九七九〕

○廿八日江戸上野常照院に祿を給す。〔九三〕

○越中新川郡高原野を開墾す。〔九八〕

○加賀藩一分金を鑄造す。〔九八〕

十二月

○十八日江戸上野常照院に祿を給す。〔九三〕

○越中新川郡高原野を開墾す。〔九八〕

○加賀藩一分金を鑄造す。〔九八〕

是 賽

就業
候爵前田家囑託 日置謙

昭和五年二月十五日印刷
昭和五年二月二十日發行
〔非賣品〕

不許

複製*****

著 作 者 侯爵前田家編輯部
東京府荏原郡大字上目黒字
面積八百六十一番地
發 行 者 石 黒 文 吉
東京府東京市本郷区本郷二番地
石川縣金澤市三番丁三番地
印 刷 者 大 村 重 松
石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二
印 刷 所 明治印刷株式會社



終